

2019年1月4日

お客さま各位

株式会社東日本銀行

平素は東日本銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に係るご説明および異動事由につきまして、ご案内いたします。

1. 休眠預金等

休眠預金等とは、預金であって、当該預金等に係る最終異動日等から十年を経過したものをいいます。

なお、預金等とは、一般預金等（預金保険法第51条第1項に規定する一般預金等をいいます。）もしくは決済用預金（同法第51条の2第1項に規定する決済用預金をいいます。）をいいます。

2. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、預金等について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。なお、認可を受けた預金等の種類、異動事由の詳細については別表のとおりです。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金等に異動があったこと。（この預金等の利子の支払いに係るものを除きます。）
- (2) 手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等（「預金者その他の預金等に係る債権を有する者」をいいます。以下同じ。）から、預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - ①当該預金等に係る最終異動日等に関する事項
 - ②当該預金等に係る休眠預金等移管金（預金者等有する当該休眠預金等に係る債権の額に相当する額として主務省令で定める額の金銭）に関する納期限
 - ③休眠預金等移管金が預金保険機構に納付されたときは、当該納付の日において当該預金等に係る債権が消滅すること
 - ④休眠預金等代替金（当該債権のうち元本の額に相当する部分の金額に主務省令に定める利子に相当する額を加えた額の金銭）の支払に関する事項
 - ⑤公告の対象となる預金等であるかの該当性

- ⑥預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地（当行に届出ている住所になります。）
- （４）預金者等からの申出に基づく預金通帳又は証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。（当行が把握できる場合に限りです。）
- （５）総合口座預金規定にもとづく複数の商品を組み合わせた商品に係る預金等にあつて、当該商品に係る他の預金等について、前各項に掲げる事由が生じたこと。

別表

認可を受けた預金等の種類、異動事由

預金等の種類	認可を受けた異動事由
当座預金	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下本表において「規則」という。） 第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
普通預金	規則第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
貯蓄預金	規則第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
決済用普通預金	規則第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
納税準備預金	規則第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
通知預金	規則第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
総合口座預金	規則第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
期日指定定期預金	規則第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
自動継続期日指定定期預金	規則第4条第3項第1号 お客さま申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと

自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期・スーパー定期300)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
自動継続自由金利型定期預金(M型) (スーパー定期・スーパー定期300)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
自由金利型定期預金(M型) (利息分割受取型スーパー定期300)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
自動継続自由金利型定期預金(M型) (利息分割受取型スーパー定期300)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
変動金利定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)
自動継続変動金利定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)
自由金利型定期預金(大口定期)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
自動継続自由金利型定期預金(大口定期)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
自由金利型定期預金(利息分割受取型大口定期)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと
自動継続自由金利型定期預金(利息分割受取型大口定期)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限る。)及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと

据置型定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
自動継続据置型定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
積立定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
定期積金「スーパー積金」	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
外貨普通預金（非居住者円普通預金のみ）	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）
外貨定期預金（非居住者円定期預金のみ）	規則第4条第3項第1号 お客様申出による証書の発行・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限る。）

以上